

「第276回判例・事例研究会」

テーマ：相手方弁護士に対する訴訟上の批判についての名誉毀損該当性

| | |
|-------|----------------|
| 日 時 | 平成30年11月7日 |
| 場 所 | 湊総合法律事務所 第1会議室 |
| 報 告 者 | 弁護士 平木太生 |

【判例】

| | |
|----------------------|--|
| 事件の表示 | 事 件 名 不法行為に基づく損害賠償請求事件 管轄裁判所 東京地方裁判所 事 件 No. 平成28年(ワ)第10546号 判 決 東京地判平成29年9月27 |
| 事案の概要 | <p>X(弁護士)が、Y(相手方弁護士)に対して、YによるXを批判する旨の準備書面の記載、本件弁論期日の発言が、名誉毀損、侮辱、業務妨害に該当すると主張し、不法行為に基づき慰謝料200万円、弁護士費用20万円の損害賠償を請求した事案。</p> <p>本件では、弁論期日における発言の有無も争点となったが、裁判所は、本件弁論期日後間もなく作成されたXの作成に係る書面(報告文書)、弁護士日誌等の記載が信用でき、Yの供述を排斥して、Xの主張に係るYの発言を認定した。また、本件発言がXの社会的評価を低下させるとし、準備書面の各記載もXの社会的評価を低下させると認定した(なお、業務妨害の主張についてはいずれも排斥した)。違法性の阻却については、本件発言につき全て否定し、準備書面の記載等につき一部肯定して、本件発言の慰謝料として30万円、訴訟の準備書面の記載等の慰謝料として50万円、調停の準備書面の記載等の慰謝料として30万円、弁護士費用11万円を認め、請求を一部認容した。</p> |
| 判旨 (一部抜粋) | ・原告は、本件各発言と同内容の発言が被告からあった旨を記載した「議事録」と題する平成27年11月12日(本件弁論期日 |

| | |
|------------------|--|
| | <p>と同日) 付けの書面 (以下「本件書面」という。) につき、その翌日である同月 13 日、公証役場において、確定日付を取得したことが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告は、本件弁論期日から間もない同月 16 日、東京地方裁判所立川支部に対し、本件各発言があった旨を口頭弁論調書に記載するように求める内容の口頭弁論調書記載に関する請求書 (以下「本件請求書」という。) を提出したことが認められる。 ・弁護士の懲戒請求は、請求者において懲戒事由が存在しないことを認識し、あるいは容易に認識することができたにもかかわらず、当該弁護士の名誉を毀損したり、その業務を妨害する意図に基づいてされたものであるなど、当該懲戒請求に、弁護士の懲戒請求制度の趣旨を逸脱し、懲戒請求権の濫用と認められる限りにおいて、違法性を帯び、不法行為を構成する場合がありますが、上記のような特段の事情が認められない限り、不法行為を構成するとはいえず、少なくとも、本件発言⑥がされたことによって、何れかの対応をする必要が生じたなど、具体的に業務に支障が生じたというような上記特段の事情が存在した旨の主張はなく、それをうかがわせる事情も認められない。 ・本件婚費準備書面は、公開の法廷で陳述されたものであり、かつ、本件婚費準備書面は、訴訟記録として何人においても閲覧できること (民事訴訟法 91 条 1 項) に照らすと、不特定又は多数の者にその内容が伝播する可能性があったというべきである。 ・したがって、本件婚費各記載は、いずれも原告の社会的評価を低下させるものであり、原告に対する名誉毀損に当たるといえるべきである。 ・したがって、本件離婚各記載は、いずれも原告の社会的評価を低下させるものであり、原告に対する名誉毀損に当たるといえるべきである。 |
| <p>考察</p> | <p>本判決は、期日報告書等の期日において弁護士の作成する文書の重要性を示したものとして実務上参考になる。特に、本件事案では、X が本件各発言と同内容の発言が被告からあった旨を記載した「議事録」と題する書面につき、その翌日である同月 13 日、公証役場において、確定日付を取得したことが認められており、かかる事実から、Y による裁判期日での発言の存在が認定されるに至っている。</p> <p>通常、弁護士業務において期日報告書等について確定日付を取得することはないと考えられるが、業務妨害の観点からも、明らかに不当な発言がなされた場合には、確定日付の取得等も迅速に行うべきであるという点で参考になる判決である。</p> <p>また、本件事案では明らかではないが、当事務所の弁護士から</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>は、本件のような不適切な発言があった場合には、裁判所書記官に対しそのような発言が会った旨の調書を残すよう指示することも有用であると考えられるとの意見があった。</p> |
|--|--|